

---

平成19年 第3回 築上町議会定例会議録（第2日）

平成19年9月10日（月曜日）

---

議事日程（第2号）

平成19年9月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第79号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第80号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第81号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 認定第1号 平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第10号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第11号 平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第82号 築上町敬老祝金条例の制定について
- (追加議案)
- 日程第16 議案第87号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第88号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第79号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第80号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第81号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 認定第1号 平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第10号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第11号 平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第82号 築上町敬老祝金条例の制定について
- (追加議案)
- 日程第16 議案第87号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第88号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の制定について

---

出席議員（19名）

1番 首藤萬壽美君	2番 塩田 文男君
3番 工藤 久司君	4番 塩田 昌生君
5番 田原 宗憲君	6番 丸山 年弘君
7番 西畠イツミ君	8番 西口 周治君
9番 有永 義正君	11番 吉元 成一君
12番 成吉 暉奎君	13番 岡田 信英君
14番 武道 修司君	15番 平野 力範君
16番 中島 英夫君	17番 繁永 隆治君
18番 田原 親君	19番 信田 博見君
20番 宮下 久雄君	

---

欠席議員（1名）

10番 田村 兼光君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畠 弥生君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
収入役 .....	岡部 和徳君	総務課長 .....	中村 信雄君
秘書課長 .....	西村 好文君	財政課長 .....	田原基代孝君
企画課長 .....	加来 篤君	地域振興課長 .....	中野 誠一君
人権課長 .....	吉田 一三君	住民課長 .....	遠久 隆生君
税務課長 .....	椎野 義寛君	健康福祉課長 .....	吉留 久雄君
高齢者福祉課長 .....	吉留 正敏君	産業課長 .....	出口 秀人君
建設課長 .....	内丸 好明君	上水道課長 .....	中嶋 澄廣君
下水道課長 .....	平岡 司君	会計課長 .....	川崎 道雄君
農業委員会 .....	後田 幸政君	住民生活室長 .....	落合 泰平君

管理課長	安田 美鈴君	企業立地課長	竹本 正君
環境課長	松田 倫夫君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	舟川 忠良君	監査室長	吉留 康次君
徴収専門官	大田 隆君	徴収専門官	小林 實君
審議官	白川 義雄君	代表監査委員	浦岡 信男君
環境課清掃センター長			則行 一松君

---

午前10時00分開議

○議長（成吉 暉奎君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

#### 日程第1. 議案第79号

○議長（成吉 暉奎君） 日程第1、議案第79号平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） ちょっと確認をさせてもらいたい項目が2点ほどあります。

まず、1点目が、ページ15ページの民生費の中で、これはもう所轄事務になるんですけど、ちょっと内容的にわからないんで教えていただきたいというふうに思います。

一番上の施設修繕費、需用費の中の施設修繕費というのがあります、86万1,000。で、8目の中に同じように需用費で施設修繕費で3万円。同じ民生費の中で、社会福祉総務費と社会福祉施設費で分かれて、施設の修繕費が上がっているのはどういう理由なのかというものと、内容がどういうものか教えていただきたいというふうに思います。

それともう一点、ページ20ページ、農林水産業費の中で、人材活用委託料が255万4,000円上がっています。これがどのような内容のものなのか。どのような人材活用のものが補正で上がってきているのかをお聞きしたいということ。

その下の農地費の中で、調査設計管理委託料が上がっています。これは、基本的に資料にもあったんですが、東八田の基盤整備の金額というか、予算じゃないかというふうに思うんですが、東八田の基盤整備の進捗状況が、今、どのようにになっているのかを説明をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長、どなたでしょうか。どうぞ。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 福祉課の吉留です。15ページの施設修繕費の関係でございますけども、福祉課の方では、上の社会福祉総務費の中の施設修繕費でございますけども、これについては、大型共同作業所、向こうの元の木工所がございますね、あそこの屋根が2カ所ほど穴がほげて雨が漏っております。その分を修理したいということで86万1,000円、お願いしております。

ほど、下の方、これは社会福祉施設費については、これについては、医療社会福祉センター、自愛の家と築城社会福祉センターがございます。それと、寒田の方に山里という施設ございます。で、これ、高齢者福祉課の方の担当でございますけども、その山里の修繕費が3万円ということで分けております。

以上でございます。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長。出口課長。

○産業課長（出口 秀人君） 産業課の出口です。20ページの業務委託料、人材活用委託料の件でございますが、これはサンコーの職員を委託していただく。内容は、エタノールの応募で、人事異動に伴いまして1人、役場の方でエタノールの専門の方になりましたので、人材活用委託料として液肥を散布する経費でございます。

それから、下に東八田の圃場整備の進捗状況でございますが、現在、推進をしているところでございます。で、97%のほぼ97%の同意、同意といいますか、正式な同意という形ではございませんが、現在、推進をしているところでございます。約3名ほどの未同意というか、調整ができるない方が、今、おられると報告を受けております。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） さきの民生費の関係なんですが、同じ施設修繕費で科目が分かれているということが、なぜなのかをお聞きしたいんです。どっちが、内容がどうかというだけじゃなくて、同じ社会福祉関係の施設であれば、社会福祉施設費の中で一本でいいんじゃないかなと思うんですが、あえて総務費の中に入れている意図と、下のその社会福祉施設費との違いというのは、ちょっと理解ができないんで、そこを教えていただきたい。

それと、エタノールの今、関係というふうに言いましたが、新たな事業展開というか、新たな試みで、合併してからエタノールの問題を取り組んできた。で、今回、また、町長が冒頭にというか、最初にまたエタノールやりたいという話をされたわけなんですが、このように財政状況、かなり厳しい厳しいという中で、今までかかってない費用を新たにまたかけて、実際、この事業がどのようにしていくのかということが、わからない状況の中で、この費用をかけていくというのは、どういうことかなと。

今の人材の中で、町長も常日ごろから、今、現時点は、かなり人材としては余っているんだと。この10年間で人材を減らしていきながら、財政状況を立て直していくと言いつつ、人材をふやしていっている。

実際、余っているんであれば、その部分で対応すれば、こんな新たな人材活用の委託料というのが出てこないはずなんです。なぜ、あえてそのエタノールにこだわって、この費用をかけていくのかというのが、ちょっと理解できないん。その点について、これは町長の方から、ちょっと答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それと、97%でかなりのいい状況の中で東八田の基盤整備が進んでいっていると思います。で、特にサイバ事業と違いまして、負担金がかなり各農家に負担がかかってくるんじゃないかというふうに思いますんで、内容的に十分説明をしながら、特に行政の対応として問題のないような方向で、進めていっていただきたいなというふうに思っています。

先ほどの民生費の関係と、今の人材活用のエタノールの問題をお答えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（成吉 暉奎君） 財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 施設修繕費の件でございますけれども、これは性質別に分けておりまして、自愛の家と築城の社会福祉協議会、山里は社会福祉施設でございます。

で、大型共同作業所は社会福祉施設とは、ちょっと言いがたいので、一応、ここの全体をまあ網羅する総務費の方で組ませていただいたと、こういう違いでございますけど、よろしいですか。

○議長（成吉 暉奎君） 町長。

○町長（新川 久三君） エタノールの関係で、人材派遣ということ、当初、エタノールの職員というか、非常に熱心にこのエタノール事業の展開をしておった職員がおるわけでございます。この職員、まあ本来なら、現業と一緒に兼ねておって、施設を運営しておったわけでございますけど、どうしてもやっぱりもう1名、まあ、これは短期的な形にはなろうかと思いますけど、この液肥の散布について支障が来すというふうなことで、そして、エタノールの従事職員、だれでもいいかというわけにはいきませんし、この職員をやっぱり非常に研究熱心な職員でございますし、このエタノール事業がぴしゃっと目鼻がつくまでエタノールに専念させたいというふうなことで、一応、一般行政職という形のものをそこに派遣するわけにはいかないという問題もございます。

そういう形の中で、人材派遣を活用しながら、エタノール事業を推進していこうかなというふうなことで、これは職員が非常にエタノールにたけているというふうなことから、長い目で見れば、私は、これは町のためになり、そして、短期的には、あなたのおっしゃるように、少しプラス200万ほどの人件費要るわけでございますけど、これは、私は長い目で見れば、これは本町の一つの産業振興のためになり、そしてまた、これらのためにもなるというふうに信じて、この

事業を展開しているところでございます。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） これを最後にしますけど、エタノールの問題は、この前、国から廃棄は却下されたというか、国から認めてもらえなかつたわけです。で、実際、この事業をというか、このエタノールの問題をこの町として、もう一度、本当にやっていくのかどうなのかといふ、そこの根本のまず論議から始めていかないと、町長がエタノール、エタノールってね、町長だけの考え方でどんどん進めていって、経費は出していく。費用は出していく、費用はかかるつて、財政状況、厳しい厳しいちゅて言いながら、今、この費用をかかつていって、結果的に、これが生きた金なのか死んだ金なのかわからない。将来的にはよくなるで、大したことないみたいな話をしても、現状がそういうふうな状況がある。

それと、将来的に、これが本当に大した業務じゃなくって、町のためになるお金になるのかというのが、わからないじゃないですか。国が絶対認めるということがわかつておけば、それは生きた金になるかもしれない。

でも、将来的に国が認めるか認めないかもわからない。エタノール事業が、正式にスタートできるかできないかもわからないお金なんです。だから、もう少し慎重に、この金額というか、この事業に対して、本当にそういうふうな方向で進めていくのか、いかないのかというとこを、まず実行委員会でもつくって、その中で話し合って、それから進めていくべきじゃないかな、そういうふうに私は思うんですけど、その点、どういうふうに思いますか。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは協議会が既にできておりまして、この協議会でも、大学の先生や各界から、この協議会に参入していただいております。

この協議会においても、やはりこの問題は、ちゃんとやっていくべきであろうと、このような形で、一応、認識を得ておるわけでございますし、これはやっぱり、本町の一つの産業政策という形で、私は、これが充実できれば、非常に大きな形の成果だろうと。

まあ、あなたの言うように、じゃあ、少しリスクがあるから何もすんなという、そういう考え方じゃ、何もできません。そういう形の中で、私はぜひ、このエタノール事業は、本町において推進をしていくべきであるというふうなことで、これは一昨年から取り組んできてる状況でございます。

ただ、これは一般質問でも出ておりますけど、資本をいわゆる集めることが、少しまだ確実でなかつたということで、今回の応募から外れたというふうなことで、私は考えておりますし、あと、この金集めを一生懸命やれば、このエタノール事業は、この築上町に一応、國の方から認証

を得られると、このように考えております。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにありませんか。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 13ページ、歳出の13ページ、総務費の所管ですけど、一般質問でも、町長とやりとりをした件の旧築城庁舎の跡地利用検討図の作成業務委託料ともなっています。100万上がっていますが、どういうところに委託するんでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長。副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長の八野です。委託先等々は、まだ考えておりませんけども、現在、旧庁舎跡地につきまして、旧築城町からいろんな案が出たと思います。

ただ、それについて1年でも早く具体化するためには、今後、防衛庁等の協議において、基本構想図等、やはり地元の意見を組みいれながら、やっぱり計画図が必要じゃなかろうかと思って、本9月定例議会に計上していただいたものです。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） ということは、副町長、これは業者に委託するという形じゃなくて、そういうことについて話し合いの場を持つという段階で、必要な経費として使うというとらえ方でいいんですね。

○議長（成吉 暉奎君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 地元意見等、意見を組み入れた中で、この予算の中で基本図といいますか、そういうものが描ければいいかなとも思っております。

○議長（成吉 暉奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） じゃあ、これはもう一般質問でもちょっと問うようにしていますんで、この辺であれですけど、次に、議案の18ページともう一点、まだあるんですけど、23ページ、いずれも工事請負費の関係で、18ページの火葬場施設等整備工事についてと、2,100万ほど予算に上がっておりますが、具体的に、もう計画ができて、火葬場を整備するために、これはどの部分に使うのかと。

例えば、建設予定地内の整備をするんであれば、じゃあ、具体的なもう火葬場の指針も出ているのかということと、もう一点の23ページについては、解体撤去工事とこうなったもの、これ、建設課長にお伺いしたいんですが、これ、町長、提案理由のときに説明しましたように、六反田住宅ということを言っていますが、もう随分になるんですけど、合併してから課長と話したときに、まだ、六反田住宅が残せるものなら、まだ使える可能性があるということでしたので、これ、住宅等で使えるもんだったら使ってほしいという希望も聞いているんですよ。

それと、例えば、解体撤去したら、跡地を何か利用する計画を立てているのかと、この2点を

お伺いしたい。

○議長（成吉 嘉奎君） 担当課長。

○環境課長（松田 倫夫君） 環境課、松田です。18ページの火葬場の工事請負費でございますが、この件につきましては、火葬場建設予定地の整備工事でございます。今、既設の火葬場に隣接している下流側の敷地を造成し、整備するものでございます。

主な工事としましては、一応、隣接地が裏側が池になっております。池のことと、その建設予定地のとこのブロック積みが主な経費だと思います。

以上でございます。

○議長（成吉 嘉奎君） 建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） 23ページの15節工事請負費2,145万円の補正でございます。これは、一丁畠団地建設に伴う建てかえ工事のものでございます。それで、六反田団地が24戸、それから南別府団地が11戸、これの取り壊しを予定しております。

そして当初、私どもも、六反田団地については、程度もよくて、使えるものは使いたいという意向を持っておりました。それ、県の方と相談した結果、建てかえに伴うもので、使うのはちょっと困難だということ、結論になりましたので、今回、取り壊しして、この更地になった部分については、今、財政課と協議しましたけど、分譲住宅等で売却しようかと考えております。

以上です。

○議長（成吉 嘉奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 24戸と11戸、これは1戸建てじゃないんでしょう。六反田は長屋ですね。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（成吉 嘉奎君） よろしいですか。ほかにございませんか。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） それで、当然、予算が通れば、解体工事をやるわけですが、この請負については、請負契約については、町内業者に行くということですか。

○議長（成吉 嘉奎君） 建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） これについては、指名委員会で、当然、検討することになろうかと思いますけど、私の考え方、町内業者に発注したいとは考えております。

○議長（成吉 嘉奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 過去において、旧築城町のときに、南別府の住宅の1戸建ての分の解体工事で、町内業者で指名組みまして、それで、業者の間から不満が出ました。

なぜかと申しますと、僕は専門的なことをその業者が言っていましたけども、ただ、土木の請負業の許可があればいいんじゃないだと。いわゆる解体ととび土工ですかね、そういういた種類の資格の要する解体については必要だということ聞いていますんで、その点については、十分検討

していただきたいと思います。

○議長（成吉 嘉奎君） よろしいでしょうか。

○議員（11番 吉元 成一君） それは、指名委員会だれ。

だけ、指名やなしに、土建屋さんならだれでもいいよちゅことにならないよちゅことをいいよるわけ。

○議長（成吉 嘉奎君） 副町長、よろしいでしょうか。

○副町長（八野 純海君） まあ、そこら辺は、十分調査をしたいと思います。

以上です。

○議長（成吉 嘉奎君） ほかにありませんか。中島議員。

○議員（16番 中島 英夫君） 既に質問をされておりますけれども、また、一般質問で町長に質問しようかなと思いましたけれども、ここで上がっておりますので、お尋ねをしたいと思います。

武道議員が、先ほど、農地費の230万3,000円ですか、これを質問されたわけでありまし、また、重複する部分もありますけれども、この230万3,000円が、八津田の土地改良事業ということで説明ありました。

230万3,000円のこれ、調査設計のこの費用につきましては、100%、国県から入るんですか。事業費については地元負担がありますよね、当然、事業をやった場合は。ところが、この設計については地元には負担はない、どうなんですかね、ここに上がってないんで。

○議長（成吉 嘉奎君） 町長。出口担当課長。

○産業課長（出口 秀人君） 230万3,000円の件でございますが、その下の方に経営、この東八田圃場整備の関係で、今、圃場整備をする本体工事、本体工事とは別に、集積図とか農地集団化事業というのが、圃場整備をする前にございます。

で、この圃場整備をする前の調査事業でございますが、この事業主体が、当初は県が行うということで、その下の農地費の中に、県営事業負担金として上げておりましたが、県の方から、この事業そのもの、圃場整備の本体工事は県が行うわけでございますけど、その前の調査事業につきましては、事業主体が町ということが、県の方から指導ございまして、ここに上げております。

で、これに伴う総事業費に伴いまして、2分の1は国、さらにその——50%は国、30%は県、そして残りの20%は地元、この地元につきましては、町と東八田の受益者という公式になっております。

で、設計につきましても、今回、財政等の関係で、2分の1、補助残の2分の1は町、並びにその2分の1は、あの2分の1は地元負担という形で、ここに230万3,000円というの

は、当初、県営事業で行うところで、事業主体が県でございましたけど、それを単純に組み替えまして、ここに上げて、事業主体が町という形で計上させていただいております。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 中島議員。

○議員（16番 中島 英夫君） 今、詳細については課長の名前を出さなかったの、町長でいいと言ったのは、所属委員会ですから、そこであなたに聞きたいということで、ちょっと遠慮しておったんですけども、町長に聞きたいのは、今後、地元負担なんですね。地元負担について公正・公平という問題があると思うんですね。今までの財政の困窮ということを再三に言っておりますけども、今度、残った事業は、築城地区については、まだ残っておると思うんですけども、このときに、補助の問題ですね、地元負担金の問題なんですけど、これについては、前やったところと今後やるところの負担が随分変わってくると思うんですね。それについては、非常に不公平感が出てきて不満が出てくると思うんで、これについては、やはり十分配慮しながらやってもらいたいということなんです。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 東八田の圃場整備は、本来なら、国営農地再編事業でやるようにしておりました。

そこで、当時、東八田の方から離脱と、一部離脱ですね。というのが、国道から上は農地再編でやっております。国道から下は、もうやらないということで、金輪際、一切圃場整備はもうやらないという当時の位置づけでございました。

しかし、国道から上、圃場整備やっておると、国営でやっておると、やはり下もしたいという意見が、今、まとまってきた。そういう形の中で、本来なら交付金でやっておけばよかった。一切やらないということで、町の方はもう認識をしておったわけでございますけれども、地元から声が上がってきたと。そういう形で、負担金はかかりますよという話の中で、まあこれは、やはり地元、国の補助があって、県の補助があり、そして町と地元折半と、そういう話の中で進める。

本来なら、国営でやっていれば、すべての負担金の1.5%で旧椎田町の圃場整備、国県事業がよかったです。しかし、やらないという位置づけのときに、もう一切やらないというふうなことで、地元からの話もございまして、そしたら、新たな形でやりたいということで、じゃあ、こういう条件ですよということで、地元もすんなり飲んでいただいておると、このような形で、今、推進はしておると。

これが、東八田地区の実情でございまして、幾ら金かかってもやりますという方向性で、東八田の方は、今、来ておるようでございますんで、で、ほぼ、大体、まあ課長は97%って言いま

したが、あとは換地の手法、いわゆるどうしても負担金の払えない人がおれば、換地の中で対応していくとか、それから、いろんな形で、たった1枚しか圃場がないという形の人については、また、生産の問題とか、いろいろ地元の方で対応していただけるというふうなことで、今、話が進んでおるところでございます。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 中島議員。

○議員（16番 中島 英夫君） 町長、今度の地元負担の問題、これは先例として、今後、土地改良事業をやっていくと、まあ残ったの、これは旧築城の一部だと思うんですけれども、これはやはり、この負担、地元負担ということでやっていくということになるわけですね。そこをお尋ねしたいんですね。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、東八田と、築城とは若干、今、形態が変わっておると思います、実際。築城の方の寒田の圃場整備、これはダムの関係の補償的な形もございます。

しかし、一応、もうある程度、ことしからたしか工事に入るようになっておりますけど、まあ、そういう形の中では、築城の方の圃場整備、今までした、築城で行ってきた県営事業、これは築城の今までの同じやり方でやるべきであろうと私は考えております。

そして、椎田の、これ、椎田・築城を分けたら悪いわけでございますけれども、東八田地区は、特別に、本来なら国営事業でやるべきところをやらなかつたという一つの問題もございます。

そういう形の中では、もう、旧椎田町の中では、圃場整備は、この東八田除いて、ほぼ100%、完了しております。いわゆる農振地域の要圃場整備区域というのは、100%完了でございまして、この旧椎田区域においては圃場整備はもうないと、このような判断をしておるとこでございます。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにありませんか。平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 12ページ、企画費の業務委託料、築上音頭制作業務委託料、補正で191万ついておりますが、この内容について説明願いたいと思います、どこにまた委託したのか。

私たち、これが妥当な金額かどうかというの、こういうことはわかりませんので、そういう比較、よそとの比較して、これは妥当な金額だというような根拠もあれば、あわせてお示し願いたいと思います。

それと、19ページの6款1項3目11節需用費の中の消耗品費120万、この内容について御説明願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長、どなたでしょうか。

○企画課長（加来 篤君） 企画課の加来です。築上音頭の制作業務委託、まだ、委託はしておりません。今、予算が通った後に業者選定をお願いして委託するようにしております。

内容は、作曲料とか、CDの製作費、それから歌唱料、それから音頭ですので踊りの振りつけとか指導とか、そういうものを含めて、業務委託をするものでございます。

○議長（成吉 暁奎君） 農業振興費の消耗品ですね、出口課長。

○産業課長（出口 秀人君） 19ページの6、1、3、農業振興費の中の11、需用費の中の消耗品120万円でございますが、これはエタノール米の試験田でできてくる材料費を購入する費用でございます。

根拠といたしまして、一般加工米の酒・みそ等を買い上げる値段で、上がってくる量につきましては、10トンを予測しております。この費用といたしまして、120掛けの10トンで120万を計上させていただいております。

以上です。

○議長（成吉 暁奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 企画費の方はよくわかりませんけど、まあ、そういうことなんでしょうね。

農業振興費のエタノールの件に関しまして、今、約1町作付して10トン、約9トンから10トンというふうに聞いておりますが、これの使途は、みそ・酒というような具体的な話、出ていますけど、まだこれ、まだ、本当にそういう使途は決まっていないんじゃないかなと思います。

それで、それが正式に使途が決まるまで、保管場所、保管料、そのようなものはどう考えているのか。そして、今後、町長がエタノールを続けたいというような意向でございますので、エタノール事業に関しては、私は将来性はないと思っていますけど、いろんなテレビ等でも騒がれていますが、エタノールをつくることによって、環境破壊が起こされているというような、いろんな事例もありますし、エタノールの将来性は、私は決して楽観的なもんじゃないと思いますが、来年度以降、このようにやっぱり1町ずつ試験田、米をつくっていくとなれば、その予算、また保管場所、それから米の使用用途ですか、そういうものを具体的にどのように考えているのか、産業課長と町長に答弁をお願いします。

○議長（成吉 暁奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まあ、一応、1ヘクタールの、というのは、これは基本的には、来年の作付をということで確保しなけりやいかんということで、種もみ、まずは。事業は国が採択してもらったら、絶対これ。そして種もみをどんどんふやしていく、県下、九州一円に作付してもらわなければならぬ形にならうかと思います。

そういう形の準備を今から、ある程度やって、これは昨年からの計画の中でやっておりまして、まあ、あんまり多くはできないというようなことで、ちょうど1ヘクタールほど委託をしておる。

そして、一応、ことし、新しい要綱が出そうでございます、また、エタノールのいわゆる実証カントウ建設費の予算が、約50億ぐらいあるんじゃないかなと、来年の予算で、そういう情報も入ってきております。

そういう形の中で、これは農業振興、そして、まあそして行く行くは、これは農業試験場等に頼んで、食用米にもなるような多種品種をつくっていただく必要があるというふうに考えている。

そして、一つは、まずは人間が食べて、きょうのテレビでもございますけど、飼料用、非常にニワトリや牛、牛馬の飼料費が値上がりしてきたということで、きょうのテレビ、米とそれから日本産のトウモロコシを利用した配合飼料をつくるべきであると、このようなことで、とにかく私は水田は何のためにつくったんかということで、水田は稻をつくるためにつくったのが水田でございます。

そういう形の中で、逆につくらない、水田に対して補助金出すのはおかしいやないかということで、この前も農水省に行って、ちゃんと地方からの声だということで行ってまいりました。

水田には、米をつくって、そして人間が食べて、動物が食べて、余ったものを車に食べてもらうと、そういう政策をつくったらどうかということで、まあ、これが日本の瑞穂の国であると、まあ、そういうふうな形で事業展開やっていかなければいけないと考えておるところでございます。

そういう形で、とにかく種もみの確保ということを第1段階にして、あと、どうしてもこれがだめだったという形になれば、加工用のもんに回さざるを得ないような状況になりましょうけど、そういう一つの理念をもちながら、このエタノールを進めていくというふうに考えておるところでございます。

で、保管をどうするかということで、これは、町施設の遊休施設、たくさんございますんで、そこで保管をすればいいんではなかろうかなと考えております。

○議長（成吉 暉奎君）　出口課長。

○産業課長（出口 秀人君）　先ほど、120円という根拠を出した中で、みそと酒を例に挙げましたが、これは今回のエタノール米といいますか、試験田から出てくる、できてくる米の使途を酒・みそに使うというのは、今の法律では、まだ決められておりません。

ですので、あくまでも、これは一般加工米の一般的な単価を試験田から出てくる米を算出するときに、その酒とみその単価を参考にしたまでございますので、試験田の米を酒・みそに回すというのは、今の法律ではできませんので、あくまでも、今後、種もみとして利用していくという、現実で、今の段階では種もみとしていくしか利用方法はございません。ほかには、工業用と

しては、若干あるようですが、まだ、そのところは、今、検討中でございます。

以上です。

○議長（成吉 嘉義君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 保管先というので、町長、急に言われて、適当に町の施設といふうに言われたんじゃないかと思うんですけど、種もみの保管というのは、湿度、温度等、いろいろ発芽しないような環境整備も必要ですし、こういうのも、いろいろ調査して、町の施設でも結構ですが、そこを利用するんなら、そういうことまで、あわせて検討していただきたいと思うし、結構な量になります。これが種もみとして事業展開ができるまで、何年も保管ということになれば、どんどんふえていきます。そういうことも念頭において考えていただきたいと思います。

あとは、各委員会で質問するようにしているんでいいです。

○議長（成吉 嘉義君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 先ほど、平野議員のちょっと質問と関連するんですが、築上音頭制作委託料、説明の中で、制作費だということなんですが、それを今後、どのように生かしていくのか、何か計画あるのかを聞きたいと思います。

○議長（成吉 嘉義君） 担当課長。

○企画課長（加来 篤君） 旧椎田町・築城町、両方とも音頭ちゅうのがございました。ほど、築上町になってから、こういう築城・椎田町民が、手と手を取り合って、楽しく踊る音頭をちゅことで、できましたら学校、それから各種社会教育団体、そういったところに、それとか自治会に配付して、庶民の方に楽しく踊っていただくように考えてはおります。

以上です。

○議長（成吉 嘉義君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 今まで、椎田音頭、一番活躍した場っていうのが、町民体育祭だったと思うんですが、町民体育祭も廃止になって、今、課長の答弁ですと、各自治会、いろんな諸団体で活用してほしいということなんですが、今までなかなかそういう経緯というのは難しかったんじゃないかなと思いますので、300万の補正をつけておりますので、しっかりと、その築上音頭というのが町民に浸透するように考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（成吉 嘉義君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 嘉義君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員

会に付託します。

---

### 日程第2. 議案第80号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第2議案第80号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

### 日程第3. 議案第81号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第3、議案第81号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

### 日程第4. 認定第1号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第4、認定第1号平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君）　ページの3ページに不納欠損が上がっております。これはたしか3月議会のときかなんかに出たんじゃないかと思うんですけど、ちょっとそこんとこ、はつきりしませんが、なぜ不納欠損となったかの理由を教えていただきたいと思います。

それから、ページ45ページの2款1項16節の中の無線放送施設費が上がっておりますが、これは野外にあるスピーカーからの放送が聞きとりにくいので、そのための改善のものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（成吉 暉奎君）　町長。

○町長（新川 久三君）　不納欠損につきましては、これは現在、生活保護者の方で、生活保護になる前までの税金が滞納がございました。生活保護が始まってから、これを一応、中断になりますて、3年経過したら、その前の税金が、一応、時効となるというふうな形になりますて、この

生活保護者の分のなる前の税金を一応、不納欠損としたものでございます。

あとは、担当課長の方から無線の分は答えさせます。

○総務課長（中村 信雄君） 総務課の中村です。無線放送施設の関係は、一般家庭に受信機をつけていただいて防災無線やっております。その関連の費用が主なものでございます。

屋外にありますトランペットの関係につきましては、聞きにくいというのが、かなり反響して聞きにくいんじゃないかと思いますけども、これについては、ちょっと対策のしようがないということでございます。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 済みません、ちょっと聞きとりにくかったんですけど、野外のそ  
の分は検討するって、今、言われたんですかね。

○議長（成吉 暉奎君） 総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 検討のしようがないということです。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 検討のしようがないって言われましたが、私の場合は、椎田小学校に湊の場合は設置されております。椎田小学校の建物のある、運動場側の人たちはよく聞こえるんですけど、反対の方は聞こえないんですよね。で、家の中で無線放送を聞いている場合はわかりますけど、外でいるときに何て言われているか、何か放送しているちゅのはわかるけど、わからぬわけですよね。

特に、火事の場合なんか、何か言っているんだけど、何のこと正在しているかちゅのが聞き取りにくいっていうのがあれですから、そういうふうな改善がされるのかなと思いまして質問しました。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいま決算の説明なんです。それについてだけ質問をお願いしたいと。

まあ、これは一般質問でお願いしたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員、よろしいでしょうか。

○議員（7番 西畠イツミ君） はい。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにありませんか。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） これはもう全般の認定の問題にかかっておるわけなんですが、財政状況、厳しい厳しいという話の中で、まあ何がどのように厳しいのかというと、なかなか一概に、皆さん、言葉で言うち難しいとこがあると思うんですが、厳しいというものが何でわかるかというと、数字的に出ているというところが一番の問題点だろうというふうに思っています。

で、経常収支比率は、今年度105%、とうとう100%超えたというふうな状況になってい

ます。3月の議会だったと思うんですが、一般質問をさせてもらったときに、大体見込みでこのような数字になるというふうな状況は、現実的にこの数字になっていた。

で、実質公債費率にしても18.3%。このままでいくと、この町の財政状況を考える中で、夕張市のような方向になってもおかしくないし、一般的いう赤字再建団体と言われてもおかしくないような状況が、現状として、この数字を見れば、あるんだろうというふうに思うんです。

で、いろんな問題を抱える中で、この財政問題を解決しないと、この町が生き残れるか、生き残れないかという大きな基点にというか、岐路に今、来ているんではないかと。

特に、今年度、来年度が一番の正念場ではないかというふうに思うんですが、現状の今のこの数字を踏まえて、今後の対策として、この数字を改善していくための方策、対応とか方向性、考え方があれば教えていただきたいというふうに思います。

○町長（新川 久三君） これは対策といいますか、これは決算に対する私は質問じゃないんじゃないかなと思いますけれど、いかがなもんでしょうか。

○議長（成吉 瞳奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 決算をしているから、この105%、数字が出たわけなんじやないですか。だから、この105%という数字は、町長、あなたにも責任がある。

赤字になっているんですよ、経常収支からいけば。105%ということは、5%の赤字になっているという責任は、あなたにあるんです。5%赤字があるのに、その責任をどう考えているかという質問なんですよ。だから、これを解決していかないといけないんじゃないですか。

それは決算の問題と違う。これは答えるんと、いつ答えるんですか。決算のときに答えないといつ答えるんですか。何のかんも、全部一般質問で答えるちゅ話じゃないんですよ。

これ、105%になった問題、実質公債費率が、このように上がっててきた問題というのは、この決算で出てきて、監査委員の人がこういう結びで書いているんじゃないですか。だから、それをどう今後していくのかという答えを求めているんです。

○議長（成吉 瞳奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そう言えばわかるんですけど、今後、どういうことになるとか、そういう問題じゃない。今まで、この決算は、どういう原因でこうなったのかということの説明を私はしますけど、今後は今後で、それは当然、今、努力、行政改革でやっておりまして、当然、決算は約2億の黒字が出ております。

そういう形の中で、財政調整基金を予算の中に繰り入れておりました。それと減債基金ですね、それも繰り入れ。実質は、私も当初、冒頭申しましたけれども、赤字の形でございます。黒字、見せかけ上は黒字であるけれども、赤字だと。そのためには、今、一生懸命行財政改革やっておると思います。それは武道議員も理解してもらえるんじゃないかなと思います。

そういう形の中で、経常収支比率は、当然、これは事業が少なくなれば、非常に大きくなるわけですね。事業があれば経常収支比率は下がります。事業を極力抑えておるという形の中で、やっぱりどうしても人件費が、この経常収支比率の中にウエートが高くなるわけですね。そういう形の中で、人件費を抑制しようというようなことで、職員の皆さんにも我慢していただきながら、4級、5級、6級という給料表の職員には5%、それから1、2、3級の職員の皆さんには3%、それからボーナスの支給割合についても、これは算定基準を5%削減をさせていただいておるというふうなことで、これで多分、来年は私は経常収支比率は、この人件費を下げた分だけ下がると思います。

基本的には、あと経常収支の中の消耗品とか、そういうものも、どんどん節約をしていっておるという状況がございますし、当然、これは下げていかなければ、大体、昔は経常収支比率80%という目安で運営してきましたが、まあこれは、国の方は、もう何も言わなくなりました。というのも、やっぱりどこも、そういうふうに経常収支比率、高くなるということはわかっておりましたんで。

そして特に、この経常収支比率という形で、合併前であれば、旧椎田町が90%、築城は105%と、もうなっておったわけですね。そういう形の中で、まあ現状維持、まあ築城の分もすれば現状維持できてるかなという形になりますし、昨年が99%でした、経常収支比率。

そういう形の中で、やっぱり事業を少なくすれば、これはいわゆる予算的な配分方法といいますか、事業を多くすれば、臨時の経費で、いろんな形が貯えるけれども、人件費も臨時の経費で貯えんで、事業費しひんという方策をとれば、しかし、それがとれなくなったと。

そして、公債費も当然、ふえております。昨年は17%の公債費ございました。ことは18%ということで、しかし、この公債費のピークも、あと2年、これが過ぎれば、今まで借りた金の分が、だんだん返すのが下がってきてまいります。そういう形になれば、だんだん、だから公債費比率も下がってくると、こういう状況になるわけでございます。だから、今が我慢のしどころということで、3ヵ年、何としてでも我慢していこうという状況をつくり出しておるわけでございまして、これが今の財政の状況でございます。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 決算ですので、数字がこのようになっているという中で、やっぱり町長の意気込みというか、考え方をやっぱりこの議会の中でしっかりとおかないと、なあなあで財政問題片づけるわけにはいかないというところが、今回の主な趣旨なんです、私の質問の。

で、まあ自主的にその経常比率を下げるためには、工事をすればいいとか、いろんなものを補助金でどうこう、いろんな、まあ事業をすればいいというようなことになるんかもしれませんけ

ど、ただ、それをすればどうなるのかというと、実際的なその後の数字である実質公債費率という問題に引っかかってくる。

この両方の数字を見た中で、財政運営というか、財政状況を見ないといけない。片一方だの数字で、一概に、いい悪いという判断はできないだろうと。ところが、この2つの数字が、両方とも悪い数字になっているというところが、今の問題点であって、まあ2年間、厳しい状況がある。

だから、2年間ないし3年間、本当に正念を入れてやらないといけないという状況が現状であるというのが、この数値でわかるところと、今の公債費率の問題は、言われる中で、2年間、3年間の問題が抱えているんだろうと思う。

だから、その3年後、4年後に、5年後に、この実質公債費率が下がるためにはどうするのかというと、今、むだな借金をしないようにしないといけない。下がるから、今、借金しとけちゅた話じやないんですよね。

だから、基本的に、今、しっかりと方向性、考え方を持って、今後の財政運営に当たっていただきたいなど。4年後、5年後に、公債費率、確実に下がるという状況を生み出すために、むだなというか、無理な借金はしないようにお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにありませんか。平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 先ほど、西畠議員の質問に対して町長がお答えした不納欠損の分ですけど、生活保護者に該当する人は、生活保護者になる前、3年の主にという話でしたけど、100%そうなのか、そのほかの理由があるんじゃないかなと思いまして、そういう生活、今、言われた生活保護者世帯の不納欠損にせにやいかん部分が100%なのか、どのくらいの割合なのか、そのほかにまた理由があれば、また、説明願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この件は、総務委員会にも、前の従前の議員さんにも、総務委員会にもお諮りをしながら、生活保護者で3年を経過した人、先ほど申しましたその人たちのみの不納欠損です。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号は厚生文教、産業建設、総務常任委員会にそれぞれ付託します。

○議長（成吉 暉奎君）　日程第5、認定第2号平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第2号は厚生文教、総務常任委員会に付託します。

---

#### 日程第6. 認定第3号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第6、認定第3号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第3号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第7. 認定第4号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第7、認定第4号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第4号は産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第8. 認定第5号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第8、認定第5号平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第5号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第9. 認定第6号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第9、認定第6号平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第6号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第10. 認定第7号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第10、認定第7号平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第7号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第11. 認定第8号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第11、認定第8号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第8号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第12. 認定第9号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第12、認定第9号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第9号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第13. 認定第10号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第13、認定第10号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第10号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 認定第11号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第14、認定第11号平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第11号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 議案第82号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第15、議案第82号築上町敬老祝金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号は厚生文教常任委員会に付託します。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第16の議案第87号平成19年度築上町一般会計補正予算（第3号）については、火葬場事業関連の債務負担行為であるため、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君）　異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

---

#### 日程第16. 議案第87号

○議長（成吉 暉奎君）　日程第16、議案第87号平成19年度築上町一般会計補正予算（第

3号)についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第87号平成19年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。平成19年9月10日、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暁奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本議案第87号は、築上町の一般会計補正予算（第3号）についてでございます。本案は、懸案の火葬場の建設工事ということで、既に設計業務は委託をしておりますが、火葬場の炉が決定していないというふうなことで、一応、設計をするためには、この炉の決定をしなければいけないというふうなことで、早急に、この業者の選定を行わなければいけないと。今まで、専門業者3社のプレゼンテーションを行っておりますが、優劣つけがたいところがございますんで、一応、債務負担行為という形で、限度額を1基4,000万ということで、3基ということで1億2,000万の限度額を定めまして、期間は、平成19年度から平成21年度までの一応、間の期間ということで、債務負担行為を皆さんに承諾をいただきましてから入札に付したいと、このように考えておるとこでございます。

よって、この議案を提案させていただいたところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（成吉 暁奎君） 御苦労さんでございます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 今、炉の問題というか、炉の問題なんでしょうけど、3業者、プレゼンをやって、甲乙つけがたいという中で入札を行っていくということを今、言われましたが、最終的には、その3社で入札をするということでいいんですか。

○議長（成吉 暁奎君） 町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、1社は、いろんな調査したところ、当該実施をした他の市町村で、いわゆる瑕疵条項がちゃんと整理できていないということがわかりましたんで、1社は除外して2社で行うと、このように考えております。

○議長（成吉 暁奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） まあ、数多くの業者の中で入札をかけるというのは、いろんな問題が少なくなるんじゃないかと思うんですが、2社での入札というと、いろんな疑いなり問題なり、いろんなことが懸念されるわけですね。

だけ、その内容をやっぱり十分慎重にやりながら入札をやっていただきたい。問題にならないように、また、その疑念が出てこないような入札方法でやっていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにありませんか。塩田議員。

○議員（2番 塩田 文男君） 今、2社という形で、炉のメーカー言われたんですけど、これ、専門の炉、こういうのは専門のメーカーになるかもしれませんけど、大体こういうメーカーは何社ぐらいあるんですか。で、その2社はどこからどう来たのか、説明お願いします。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まあ3社、一応、プレゼンテーションやったのは、まあ実績、ずっと調べてまいりました、まあ九州管内主体でございますけど、最近やったところ等々。そしたら、3社がずっとやっておるわけでございますけれども、それで、いろんな形で行政視察もさせていただきまして、この炉のメーカー、数少のうございます。ということで、3社が、この九州管内、ずっとやっておるようでございますけど、先ほど申ししたように、瑕疵事項が、その後、整理されてないというふうな状況が出たんで、まあ一応、2社に絞った形で。

それで、2社の提案も、そんなに、いろんな中身見たら、遜色ないような形での提案でござりますし、実績もそれぞれあっておりますし、この2社で行えば、いい炉ができるんじやなかろうかなと考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 塩田議員。

○議員（2番 塩田 文男君） じゃあ、公募したわけじゃなくて、こちらから探したという形に、今、聞こえたんですけど、その瑕疵事項はどこであった瑕疵事項、その瑕疵で入札に参加できる立場にもなれないのか。

結果、うち、電算にしても、瑕疵事項、全然使用することもないから、いつもそういう形で、いつも不備で終わってきてますんで、公募するなり何なり、その瑕疵、その瑕疵のとこだけ、うちがその瑕疵したメーカー、私、わかりませんけど、どういう瑕疵があって、そこを外さなければいけない瑕疵なのかどうか、どういう判断でされたのかだけ教えてください。

○議長（成吉 暉奎君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 火葬炉につきましては、火葬場建設検討委員会というの、町の庁舎内、設置しております、私が委員長という立場の中で、検討委員会、9回、会議等行いまして、まあ、その間に火葬場の視察、3カ所、そしてプレゼン等行いながら、全員の総合評価のもとで検討し、定めたものでございます。

そして、その上位2社につきましては甲乙つけがたいということで、競争入札を行うと。まあ元来、火葬炉の入札については、随意契約が90%以上という全国的な状況ですけども、いろんな角度から検討した中で、その2社に絞って入札を行うということです。まあ9回程度、会議、議論、視察等を含めて行っております。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 塩田議員。

○議員（2番 塩田 文男君） 何度も言っているんですけど、まあ問題のないよう、変な問題、トラブル等のないように、入札、また打ち合わせというか、プレゼンですか、そういう形の中でやっていただきたいと思います。

そして、先ほど言った瑕疵のとこだけ、そのメーカー、どういう瑕疵、参考のために、火葬場の瑕疵というのはどういうことがあるんか、参考のために、ちょっとそれを教えていただけませんか。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長。

○環境課清掃センター長（則行 一松君） 環境課清掃センターの則行です。議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

私が電話で直接、ある近畿圏の市ですけども、そちらの方に電話をさせていただいて確認をとっています。こここの火葬炉につきましては、平成14年の9月に完成をいたしまして、翌10月より稼働を開始いたしております。ちなみに、火葬炉が10基で、2基1系列ということで、バグフィルターが5基ございます。

こちらの市におきましては、火葬の建設のときに、地域住民と年1回のダイオキシンの測定と地域への公表が約束をされておったそうです。で、翌年に、15年の秋ごろに、第1回目のダイオキシンの測定をいたしております。そのうち10基5系列のうちの2基分の1系列のバグフィルターであろうかと思いますが、それで基準値を超えるダイオキシンが出たということでございました。

で、原因の調査を実施したんですけども、導入業者の方は、火葬のときの副葬品のダイオキシンではないかということで、翌年度、再測定をすることになったということでございます。

で、さらに16年の秋に、再度、測定をした結果、さらに1系統から基準値を超えるダイオキシンが見つかったということです。それで、再度、原因の調査を依頼し、平成16年の11月ごろに、火葬炉には、最終的に集じん機というのがつきます。これの集じん機の中にバグフィルターというのがございまして、その中のろ布ではいじんとかダイオキシンとかを全部落として、除去して、それがないように外に出すということですけども、この中のバグフィルターに火の粉が入り、ろ布が穴があいてたということで、集じん機が不良であったということが判明したそうです。

で、それがありまして、市の担当者は、たびたび、その施工業者の方に、瑕疵による対応を求めたということでございますが、平成12年の2月ごろに、一応、瑕疵期間が2年ということで、既に経過をしているということで、業者の方からは保証はしないという旨の回答があつたそうです。

ございます。

で、市は、やはり環境対策の部分を第一と考えまして、18年の3月と6月の2回に分割しまして、単費で約1,300万円をかけて補修をしたということでございます。

で、それによりまして、18年度の保守委託につきましても、施工業者でありますところと、従前は保守委託をしていたようですが、保守委託を切って、入札により、別の業者に保守を委託したという経緯がございます。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今、瑕疵部分がクローズアップされていますけど、全体的な委員会での議論は、運転状況、ほど燃焼量というか、シユウ燃焼炉と再燃焼炉と2つあるわけですが、そういう状況、導入実績等々を各部門別で比較検討して行ったとこです、全体的に。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにありませんか。西口議員。

○議員（8番 西口 周治君） 前回のときに、全議員、厚生で火葬場の視察に行ってまいりました。そのときに言われたのが、火葬炉は2台あればいいよというふうな返答をいただいたんですよ。

そこは、当然、当該町よりも、はるか規模が大きい町だったんですが、で、予備炉をつくるような場所はありました。で、予備炉をなぜつくらないかと。今で言う、町長が言う4,000万、4,000万あれば、メンテナンスで終わるよというふうな答弁もいただいたんですよね、長崎県の方では。

それで、10何年間もやっているからということでしたが、当該町は予備炉まで含めて3炉、つくろうというふうに計画しているみたいですけども、メンテナンスは1日で終わるそなんですよ、その場所に行って聞いた場合は。

で、無理して3炉するよりも、お金のかからない2炉で、非常に、週に1回なら週に1回のメンテナンスをかけてやった方が、安く上りますよというふうな話をされたんでね、その辺は、副町長さんが、ここに行ってみたらどうかというような指示を受けて、我々は行ってみたんですが、その辺、まあ恐らくお話を聞いておられると思うんですが、それで、あくまでも3炉設けるというのは、いかがなもんかなと私は思います。

安くて非常に効率がよくてやれるというんであれば、その方が、私は理想的じゃないだろうかと。3炉を設けて、常に1炉がずっと休んでいる状態を保つか。それともローテーションで使っていくとかいっても、ローテーションで使えば、当然、3炉ともメンテナンス費用が要るわけですので、それを考えたら、いかがなもんかなと思いますが、その辺はどうお考えですかね。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まあ2炉、3炉ということで、現在、2炉でございますけど、やはり豊前行橋の方に、いわゆる火葬に行く件数は出ておりまます、多々。まあ、そういう形の中では、やはり私は3炉ということで、ずっと3炉、一応、要るんじやなかろうかというふうなことで、町政懇談会等でも案内してまいったところでございますし、本来なら、金使わんで2炉で賄えればいいんですけども、やっぱりどうしても住民に迷惑かける場合が出てくるというようなことで、3炉つくっておけば、今度は逆に、よそからの受け入れもできるんじやなかろうかなと、このように考えておりますし、一応、検討した結果もございます。できれば、もう3炉で行きたいと、このように考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 西口議員。

○議員（8番 西口 周治君） 3炉にした場合は、すべてが3倍になってくるわけなんですね。受け入れるところ、それから収骨するところ、そういうふうなんまで踏まえて、とにかく三組の親族が亡くなられたら、どなたか亡くなられたら、3炉とも、同じ13時なら13時から火葬ができますよというような体制をつくるわけですかね。

○議長（成吉 暉奎君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 基本的には、もう二組の、で、6月議会のときお渡しした基本計画書は、基本は二組です、待合室、控え室等々で。基本は二組ですけど、ただ、先ほど町長が申しましたように、故障時とか、一度にたくさん亡くなられたときとか、まあ、そういうことを含めて、将来的なことを含めて、3炉が持った方がいいということで、一応、決定したわけです。まあ、基本は二組です。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 西口議員。

○議員（8番 西口 周治君） 基本は2炉と、そうだろうと思います。で、1炉だけを予備炉として設けているわけなんですけど、今が、何で他地区まで行かないといけないかというと、時間がかかるんですよね、火葬するのに。で、今の新しい炉に対しては、もう1時間、1時間で終わりますよと。ほで、1時間入れば収骨まで終わりますよというふうな状況の中で、そんだけ広く、また4,000万というお金をかけて、もう1炉つくるのか、それとも、その予備炉をつくれるような場所だけ設置しておいて、いやもう、高齢者の社会に今からなってくるですから、どうしようもない。

でも、どうとち狂っても二組しか火葬はできないわけなんですから、その辺をよく考えたらどうですかと私は思っている。

だから、午前中、午後、合わせて3人、1炉で3体焼けたら6体焼ける。今は、それができな

い状態の火葬場だから、新しくやりかえましょうと言っているだけで、他町村に行くのは、1日に1体、もしくは2体しか受け入れられないという状態の中で、今の火葬場があるから、新しくやりかえたらどうでしょうかという提案でして、無理に使わない炉まで置く必要性は、私はどうかなと思います。お金がやはりかかわり合うことですから、やはり4,000万といえば、かなりなお金だと思います。

で、将来、もし本当にどうしても要るんだということであれば、そのときに改めて1炉ふやしても、別に問題はないんじゃないかなと。その置く場所は、全部同じような仕切りをして、同じような設備をするわけですから、その辺はどうでしょうかと思いましたので、これは幾ら言っても、恐らく3炉買っておいて、まあ使わない炉が1基だけ残っているという状況にはなると思いますが、そういうことになれば、当然、住民が見に行ったときに、この1炉だけ、何で4,000万も、ここ、眠つちよるのというお話になりますので、もう一度、再考しながら、入札なり設計等をやっていただきたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにありませんか。西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 今、西口議員が言いました。私も視察行きました。その中でお話を聞いたのが、予備の台車があれば、2つの炉で十分対応できるというふうに聞きました。

で、冷える時間も1時間あれば十分冷えるんだそうです。だから、そういうことも考えて、もう一回、その4,000万を有効に使っていただきたいので、考えていただきたいと思います。

3基がどうしても必要なのかどうか。2基で、予備の台車があれば、十分対応できるということで行えているところもありますので、もう一度、そういうのは考えてもらえるかどうかお尋ねします。

○副町長（八野 紘海君） 基本計画作成時に、それについては、もう町内が十分議論したこと、先ほど言いましたように2基が原則ですが、やはり緊急時の故障とか、特別にふえたときとか、やっぱりいろんなケースがあろうかと思います。まあ、そういう場合を考えて、もう現段階で3基でした方がベストという結論に達しておりますので、その3基で進んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにございませんか。平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 先ほどから、今回に限ったわけではないんですが、執行部の説明のときに課長が手を挙げているのに、それを横取りして、町長及び副町長が発言するというようなことが余りにも目につきますので、これは議長が責任持って、発言許可した者のみしか発言できないはずですので、そこんとこ徹底してください。どうも余りにも見苦しいです。よろしくお願いします。

○議長（成吉 暉奎君） はい、わかりました。

新川町長。

○町長（新川 久三君） 私が一番最初に答えて手を挙げます。そして後、指示します。

○議長（成吉 暉奎君） よろしいでしょうか。岡田議員。

○議員（13番 岡田 信英君） 簡単な質問ですが、多いですか、燃料は。

それと、この燃料費は、ガスが安いか、オイルが安いか、大体無線放送を聞くと、1日に大体1人平均亡くなっていますね。それと、その燃料費が、年間、ガスとオイルとどんぐらい違うか、その点をお聞きしていただきます。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長。

○環境課清掃センター長（則行 一松君） 環境課清掃センターの則行です。議員さんの質問のお答えします。

燃料につきましては、灯油の計画をいたしております。ガスと灯油ということでございますけれども、大体都会の方では、都市ガスの普及したところでは、都市ガスを利用しておられるところが大多数のようでございます。

うちには、都市ガスがございません。で、ガスということになると、プロパンを使用する格好になりますが、プロパンを使用した場合にも、大体50キロボンベを1本、1本につき50キロボンベ1本を使用するということでございます。

それで、プロパンで行くということになりますと、相当やはり大きなプロパンの貯蔵タンク等が必要になってきます。プロパンの余り多量な貯蔵ということになりますと、やはり何か起こったときに、相当の危険も伴いますので、今回は、安定供給のできる灯油ということで計画をいたしております。

ちなみに、灯油の場合は、1体当たりの消費量が約50リッター前後ということになっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） よろしいでしょうか。

○議員（13番 岡田 信英君） はい。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） これで討論を終わります。

これより議案第87号について採決を行います。議案第87号は原案のとおり可決することに

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決するこ  
とに決定しました。

---

### 日程第17. 議案第88号

○議長（成吉 暉奎君） 日程第17、議案第88号築上町土砂等による土地の埋め立て、盛土及  
びたい積の規制に関する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案説明を求めます。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第88号築上町土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積  
の規制に関する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成19年9月  
10日、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第88号は、築上町土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積  
の規制に関する条例の制定でございます。この条例につきましては、さきの上毛町で、この条例、  
すでに公布されておりますが、私どもも、2番線にはなりますけども、非常にこの問題、奈古の  
いわゆる土砂の搬入、これは東京の工事用の土砂を奈古まで持ってくると。

で、今度また、まあうわさではございますけれども、宇留津の方に、また、これがよそから搬  
入されようというふうなことも出てきて、そして、その他いろいろ、やはりそういう土地が多々  
あるんではなかろうかなということで、民間のよそからの搬入を歯どめをするために、この条例  
を制定するものでございます。

県の分については、3,000平方メートル以上は、県のこれは許可が必要でございますけれ  
ども、3,000平方メートル未満は、県に届けをするだけでいいということで、届けだけでは  
だめだ。町の許可がいるんだというふうなことで、この条例を提案させていただきました。どう  
ぞよろしく御審議のほどお願い申し上げ、後、御承認をいただきたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。繁永議員。

○議員（17番 繁永 隆治君） この土砂の搬入という形の中で、これは遠方から、大阪、東京  
あたりからどんどん持ってくるというふうな状況があります。

ただいま、自分の周知の中に、やっぱり宅地造成、いわゆる造成の方法があります。その中に  
おいて、近隣から土砂を持ち込むと。土砂については、川の掃除も全部土砂です。川掃除をした  
のを宅地造成で埋めるちゅことは、相当な状況がいいわけですよ。

だから、そういうものも踏まえて持ち込みができるのか、そのところをちょっとお答えい

ただきたいです。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この条例の中身の第3条を見ていただければ、まあ次に掲げる事業については、この限りでないというようなことで、すぐに家を建てる、みずから居住する家を建てるというふうなときに、これを町の許可が要るのかという形になれば、一応、それは、これは例外規定だということで、第3条に1番から5番、5項までございます。これが例外規定だということで、公共工事、まず一つが、国または地方公共団体及び地方公共団体が行う事業ということでございます。

それから、他の法令の規定により、許可または認可を受けて施工される事業、それから災害復旧等やむを得ない事情等により、緊急に施工される事業、4番目が、日常生活または土地の管理のために行う事業のうち、災害の防止及び環境の保全上、支障がないと町長が認める事業と。

それから、事業主が建築基準法第2条第1号に規定する建築図のうち、みずからの居住のように供するもののために行う事業と、これが例外規定というふうにしておるとこでございます。

○議長（成吉 暉奎君） 繁永議員。

○議員（17番 繁永 隆治君） （ ）。

○議長（成吉 暉奎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） これで質疑を終わります。（発言する者あり）

どなたか知りませんけど、議場が混乱しますので、発言は許しません。（発言する者あり）

議場、混乱しますので、ひとつ。（発言する者あり）

傍聴席の発言は許可しません。（発言する者あり）

どなたか知りませんけど、傍聴席の発言は許可いたしません。（発言する者あり）

退場を願います。

どなたか知りませんけど、着席してください。（発言する者あり）

発言はできません。（発言する者あり）発言等がありましたら、いわゆる陳情等でやってください。（発言する者あり）着席を願います。（発言する者あり）着席を願います。着席できて発言した場合には、退場を願います。（発言する者あり）

議案に入ります。はい、着席してください。静かに願います。

進行いたします。（発言する者あり）（「議長、審議しましょう」と呼ぶ者あり）

発言は許可しません。（発言する者あり）

審議を進行いたします。（発言する者あり）ほかに。（「邪魔をすんな、邪魔を。済みませんが」と呼ぶ者あり）とにかく私語は謹んでください。傍聴席は発言等は許可しません。（発言す

る者あり)

この議場においての傍聴者の発言はいたしません。許可いたしません。

進行いたします。これより質疑を——質疑ありませんか。（発言する者あり）

ただいま議題となっています議案第88号は厚生文教、産業建設、総務常任委員会にそれぞれ付託いたします。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

○議会事務局長（江本偉久雄君） 済みません。議場の中の整理で、議場ですここは。議場の冒頭に心得があります。心得があります、それ、読んでもらってください。

○議長（成吉 嘉奎君） これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

---

○議長（成吉 嘉奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時36分散会

---